

別添 1

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 6 月 25 日

白馬村長 下川 正剛

1 協議の場を設けた区域の範囲

神城地区・北城地区・青鬼地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

神城地区(平成 26 年 3 月 25 日更新)

北城地区(平成 27 年 1 月 21 日更新)

青鬼地区(平成 27 年 2 月 5 日更新)

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

21 経営体

うち	個人	18	経営体
	法人	3	経営体

4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

十分に確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。

6 地域農業の将来のあり方

- 1) 農業従事者の高齢化や農業就業者の減少による村内の遊休荒廃農地の増加を防止するため、担い手の育成・確保、農地の利用集積を推進し、併せてそば・大豆・アスパラガス・業務用野菜（ジュース用トマト・玉ねぎ・キャベツ）・ブルーベリー・わさびの生産振興を図ると共に、農地の有効活用について、それぞれの地域・集落・各農業者と連携しながら、「人・農地プラン」の実現を目指します。
- 2) 持続可能な力強い農業を実現していくため、農村の豊かな地域資源を最大限に活用した新たな価値の創出や農業関連産業との連携等、経営所得安定対策の見直しによる米の直接支払の減額、廃止を見据え、農業振興・農業者の所得向上の取り組みを進めます。